

議案第 号

平成14年 月 日議決

津地区合併協議会の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町及び美杉村の11市町村による合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、津地区合併協議会を設置する。

平成14年 月 日提出

長

記

別紙のとおり